

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成17年12月22日

【中間会計期間】 第103期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

【会社名】 株式会社栃木銀行

【英訳名】 THE TOCHIGI BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 小林 辰 興

【本店の所在の場所】 栃木県宇都宮市西2丁目1番18号

【電話番号】 宇都宮 028(633)1241(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画部長 岡 伸一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区三筋1丁目1番20号
株式会社栃木銀行東京事務所

【電話番号】 東京 03(5823)7700

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 荒 井 卓

【縦覧に供する場所】 株式会社栃木銀行東京支店

(東京都台東区三筋1丁目1番20号)

株式会社栃木銀行大宮支店

(埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1丁目70番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店は証券取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供するものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成15年度 中間連結 会計期間	平成16年度 中間連結 会計期間	平成17年度 中間連結 会計期間	平成15年度	平成16年度
		(自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)
連結経常収益	百万円	24,587	26,188	27,944	49,634	52,741
連結経常利益	百万円	1,360	1,335	2,360	2,329	3,517
連結中間純利益	百万円	2,097	904	1,750		
連結当期純利益	百万円				2,711	2,434
連結純資産額	百万円	107,545	108,932	116,328	109,323	114,225
連結総資産額	百万円	2,041,014	2,167,384	2,243,018	2,107,377	2,208,086
1株当たり純資産額	円	943.94	956.74	1,022.49	959.37	1,003.16
1株当たり中間純利益	円	18.41	7.95	15.39		
1株当たり当期純利益	円				23.40	20.90
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円					
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円					
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.93	10.40	10.57	10.18	10.32
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	67,674	61,977	27,714	107,001	102,493
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	29,084	71,315	10,966	40,392	104,218
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	353	370	372	711	739
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	75,352	93,307	116,927		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				103,015	100,550
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,757 [444]	1,743 [488]	1,764 [513]	1,719 [455]	1,710 [498]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。
- 4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第101期中	第102期中	第103期中	第101期	第102期
決算年月		平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成16年3月	平成17年3月
経常収益	百万円	22,819	24,438	26,208	46,117	49,240
経常利益	百万円	1,100	1,010	2,104	2,033	3,052
中間純利益	百万円	2,266	742	1,733		
当期純利益	百万円				2,869	2,251
資本金	百万円	27,408	27,408	27,408	27,408	27,408
発行済株式総数	千株	114,108	114,108	114,108	114,108	114,108
純資産額	百万円	107,569	108,783	116,141	109,337	114,056
総資産額	百万円	2,034,104	2,160,065	2,236,488	2,100,506	2,201,633
預金残高	百万円	1,891,632	2,013,807	2,084,289	1,955,052	2,048,333
貸出金残高	百万円	1,319,268	1,348,518	1,345,755	1,345,174	1,338,916
有価証券残高	百万円	589,435	673,116	706,332	603,182	668,582
1株当たり中間配当額	円	3.00	3.00	3.00		
1株当たり配当額	円				6.00	6.00
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.94	10.36	10.57	10.19	10.33
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,607 [386]	1,599 [425]	1,623 [449]	1,570 [394]	1,564 [436]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成17年9月30日現在

	銀行業務	その他	合計
従業員数(人)	1,737 [506]	27 [7]	1,764 [513]

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、嘱託及び臨時従業員522人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成17年9月30日現在

従業員数(人)	1,623 [449]
---------	----------------

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、嘱託及び臨時従業員458人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3 当行に従業員組合はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、政府・日銀による景気の踊り場脱却宣言や日経平均株価が年初来高値を更新するなど、景気の改善傾向が一段と鮮明になってきました。また、それに伴う雇用改善を支えとして着実な景気回復が続いており、景気回復の波は大企業から漸く中小企業まで波及してきております。

当行の主たる営業基盤である栃木県経済につきましては、個人消費など需要面は横ばいで推移しておりますが、企業部門の設備投資は増加基調となっており、県内経済は持ち直しの動きが続いております。

金融環境につきましては、平成17年4月からはペイオフが全面解禁になり、金融機関の健全性が市場に問われるようになると共に、平成17年8月には、地域金融機関は金融庁の「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」を踏まえ、「地域密着型金融推進計画」を策定しました。当行も本計画に基づき、なお一層の地域密着型金融の推進を図ってまいります。

このような金融・経済情勢の下、当行は今年度より第五次新中期経営計画「経営革新への挑戦」をスタートさせ、グループを挙げて資産の健全化や経営の合理化・効率化に努めた結果、業績は次のとおりとなりました。

主要勘定につきましては、預金の当中間連結会計期間末残高は2兆832億円、貸出金の当中間連結会計期間末残高は1兆3,413億円、有価証券の当中間連結会計期間末残高は7,063億円となりました。また、外国為替の取扱高は69百万ドルとなりました。

損益につきましては、長引く不況の低迷による取引先企業の倒産に加え、将来の取引先企業の業績悪化や倒産等に対する備えを一層充実させたことから、不良債権処理額は84億円となりました。これにより、経常収益が貸出金利息や有価証券利息配当金を中心に279億円、経常費用も預金利息・経費・不良債権処理を中心に255億円となりました。

この結果、経常利益は23億円、中間純利益は17億円となりました。また、連結自己資本比率は10.57%になりました。

事業のセグメントの業績は以下のとおりです。

銀行業務は、経常収益262億円、経常費用241億円となり、その結果、経常利益は21億円となりました。その他は、経常収益25億円、経常費用22億円となり、その結果、経常利益は2億円となりました。

店舗面につきましては、効率化のための店舗網見直しにより、店舗外現金自動設備を3カ所新設し、1カ所を廃止しました。その結果、当中間連結会計期間末の店舗数は77本支店17出張所、店舗外現金自動設備は113カ所になりました。

業務面につきましては、平成17年4月には偽造キャッシュカードによる被害を最小限に抑えることを目的として、ATM1日あたり利用限度額の任意設定の取扱いを開始しました。また平成17年7月には第三者による不正引き出しを未然に防止するために、キャッシュカード、通帳・証書の盗難・紛失時の24時間、365日受付対応など、お客様の大切な財産を守るための各種施策を実施しました。

体制面につきましては、平成17年6月には第五次新中期経営計画の重点施策を踏まえ、本部組織の変更を実施しました。営業面の強化を図るために、営業統括部営業戦略室と金融サービス部を設立すると共に、併せてリスク管理室と事務統括部事務検査室を独立させリスク管理の更なる強化を図りました。また、高度化、多様化するお客様のニーズに対応するために、CS推進室と人事部人材教育室を設立しました。

社会・文化貢献につきましては、「小さな親切」運動の栃木県本部、宇都宮支部を務めており、その他マロニエ緑化基金、日光杉並木オーナー制度、盲導犬育成支援等、積極的に地域社会への貢献に努めています。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の連結キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比342億円減少し、277億円の収入となりました。主な要因は、預金が355億円増加したことによります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比603億円増加し、109億円の支出となりました。主な要因は、有価証券の売却・償還により3,082億円の収入がありましたが、有価証券の取得により3,199億円支出したことによります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払により前中間連結会計期間比変わらずの3億円の支出となりました。

これらの結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前中間連結会計期間末比236億円増加し、1,169億円となりました。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

資金運用収益は、有価証券利息配当金を中心に前中間連結会計期間比3億3百万円増加の196億49百万円、資金調達費用は、預金利息を中心に前中間連結会計期間比40百万円増加の4億12百万円となりました。

この結果、資金運用収支は、前中間連結会計期間比2億62百万円増加の192億36百万円となりました。役務取引等収支は、投資信託の他、個人向け国債の販売が増加しましたが、住宅ローン増加に伴う支払保証料が引き続き増加したことから、前中間連結会計期間比76百万円増加の7億78百万円となりました。

その他業務収支は、国債等債券売却益の減少、国債等債券売却損の増加により、前中間連結会計期間比5億92百万円減少の12億65百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	18,567	406	18,974
	当中間連結会計期間	18,318	918	19,236
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	18,932	424	19,346
	当中間連結会計期間	18,698	972	19,649
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	364	18	371
	当中間連結会計期間	380	53	412
役務取引等収支	前中間連結会計期間	691	10	701
	当中間連結会計期間	766	11	778
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,917	16	1,934
	当中間連結会計期間	2,211	17	2,229
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,226	6	1,233
	当中間連結会計期間	1,445	5	1,451
その他業務収支	前中間連結会計期間	1,827	31	1,858
	当中間連結会計期間	1,237	28	1,265
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	2,020	31	2,051
	当中間連結会計期間	1,614	28	1,642
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	192		192
	当中間連結会計期間	376		376

(注) 1 「国内業務部門」とは当行の円建取引及び連結子会社、「国際業務部門」とは当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(外書き)であります。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用 / 調達状況

資金運用勘定の平均残高は、前中間連結会計期間比320億円増加の1兆9,953億円、利息は前中間連結会計期間比3億3百万円増加の196億49百万円、利回りは前中間連結会計期間比変わらずの1.96%となりました。

平均残高の内訳で見ますと、貸出金が前中間連結会計期間比10億円減少の1兆3,207億円、有価証券が国際業務部門において外国証券を中心に344億円増加したことから、前中間連結会計期間比317億円増加の6,664億円となりました。

また、利息、利回りの内訳で見ますと、貸出金が平均残高の減少に加え、利回りが0.04%低下したことから、利息は前中間連結会計期間比2億83百万円減少しました。一方、有価証券は平均残高の増加に加え、利回りが0.12%上昇したことから、利息は前中間連結会計期間比5億38百万円増加しました。

また、資金調達勘定の平均残高は、前中間連結会計期間比555億円増加の2兆476億円、利息は前中間連結会計期間比40百万円増加の4億12百万円、利回りは前中間連結会計期間比0.01%上昇の0.04%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(39,448) 1,959,146	(10) 18,932	1.92
	当中間連結会計期間	(73,894) 1,990,629	(20) 18,698	1.87
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,321,801	16,272	2.45
	当中間連結会計期間	1,320,787	15,989	2.41
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	59	0	0.46
	当中間連結会計期間	145	0	0.55
うち有価証券	前中間連結会計期間	595,598	2,648	0.88
	当中間連結会計期間	592,843	2,687	0.90
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	2,237	0	0.00
	当中間連結会計期間	2,880	0	0.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,987,768	364	0.03
	当中間連結会計期間	2,042,788	380	0.03
うち預金	前中間連結会計期間	1,983,157	330	0.03
	当中間連結会計期間	2,060,587	340	0.03
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマースナル・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	4,606	34	1.47
	当中間連結会計期間	4,755	38	1.61

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 「国内業務部門」とは、当行の円建取引及び連結子会社であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間100,905百万円、当中間連結会計期間123,108百万円)を控除して表示しております。

4 ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	43,618	424	1.94
	当中間連結会計期間	78,626	972	2.46
うち貸出金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち有価証券	前中間連結会計期間	39,194	396	2.01
	当中間連結会計期間	73,649	895	2.42
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	3,853	23	1.22
	当中間連結会計期間	4,403	70	3.17
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	51	0	0.00
	当中間連結会計期間	55	0	0.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(39,448) 43,696	(10) 18	0.08
	当中間連結会計期間	(73,894) 78,711	(20) 53	0.13
うち預金	前中間連結会計期間	4,213	7	0.34
	当中間連結会計期間	4,777	32	1.36
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

- (注) 1 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
- 2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間34百万円、当中間連結会計期間38百万円)を控除して表示しております。
- 3 ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。
- 4 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方式)により算出しております。

合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,963,316	19,346	1.96
	当中間連結会計期間	1,995,362	19,649	1.96
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,321,801	16,272	2.45
	当中間連結会計期間	1,320,787	15,989	2.41
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	59	0	0.46
	当中間連結会計期間	145	0	0.55
うち有価証券	前中間連結会計期間	634,792	3,045	0.95
	当中間連結会計期間	666,492	3,583	1.07
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	3,853	23	1.22
	当中間連結会計期間	4,403	70	3.17
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	2,289	0	0.00
	当中間連結会計期間	2,936	0	0.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,992,017	371	0.03
	当中間連結会計期間	2,047,605	412	0.04
うち預金	前中間連結会計期間	1,987,371	337	0.03
	当中間連結会計期間	2,065,365	373	0.03
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	4,606	34	1.47
	当中間連結会計期間	4,755	38	1.61

(注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間100,939百万円、当中間連結会計期間123,147百万円)を控除して表示しております。

2 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、各業務について着実な増加を示し、前中間連結会計期間比 2 億94百万円増加の22億29百万円となりました。

内訳をみますと、預金・貸出業務が業容の拡大から前中間連結会計期間比 1 億円増加した他、証券関連業務が従来の収益に加えて個人向け国債販売が好調なこともあり、前中間連結会計期間比62百万円増加しております。

役務取引等費用は、前中間連結会計期間比 2 億17百万円増加の14億51百万円となりました。

内訳をみますと、為替業務に係る費用が増加した他、住宅ローン残高の増加に伴い国内業務における支払保証料が増加しております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,917	16	1,934
	当中間連結会計期間	2,211	17	2,229
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	619		619
	当中間連結会計期間	720		720
うち為替業務	前中間連結会計期間	969	16	985
	当中間連結会計期間	982	16	999
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	31		31
	当中間連結会計期間	94		94
うち代理業務	前中間連結会計期間	150		150
	当中間連結会計期間	186		186
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	22		22
	当中間連結会計期間	20		20
うち保証業務	前中間連結会計期間	11	0	11
	当中間連結会計期間	11	0	12
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,226	6	1,233
	当中間連結会計期間	1,445	5	1,451
うち為替業務	前中間連結会計期間	177	6	184
	当中間連結会計期間	182	5	187

(注) 「国内業務部門」とは当行の円建取引及び連結子会社、「国際業務部門」とは当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2,008,746	4,353	2,013,099
	当中間連結会計期間	2,078,760	4,452	2,083,212
うち流動性預金	前中間連結会計期間	818,670		818,670
	当中間連結会計期間	880,792		880,792
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,175,156		1,175,156
	当中間連結会計期間	1,178,250		1,178,250
うちその他	前中間連結会計期間	14,920	4,353	19,273
	当中間連結会計期間	19,717	4,452	24,170
譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
総合計	前中間連結会計期間	2,008,746	4,353	2,013,099
	当中間連結会計期間	2,078,760	4,452	2,083,212

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3 「国内業務部門」とは当行の円建取引、「国際業務部門」とは当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

(5) 国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成16年9月30日		平成17年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,345,005	100.00	1,341,392	100.00
製造業	122,454	9.10	120,789	9.00
農業	4,645	0.35	4,955	0.37
林業	419	0.03	424	0.03
漁業	490	0.04	382	0.03
鉱業	3,001	0.22	2,658	0.20
建設業	97,647	7.26	93,478	6.97
電気・ガス・熱供給・水道業	5,477	0.41	5,042	0.38
情報通信業	2,652	0.20	4,322	0.32
運輸業	26,078	1.94	25,484	1.90
卸売・小売業	173,700	12.91	163,790	12.21
金融・保険業	42,008	3.12	37,004	2.76
不動産業	137,807	10.25	136,201	10.15
各種サービス業	196,625	14.62	187,066	13.95
地方公共団体	44,171	3.28	55,189	4.11
その他	487,825	36.27	504,601	37.62
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	1,345,005		1,341,392	

(注) 「国内」とは当行及び連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	357,663		357,663
	当中間連結会計期間	377,436		377,436
地方債	前中間連結会計期間	44,588		44,588
	当中間連結会計期間	33,362		33,362
短期社債	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
社債	前中間連結会計期間	197,095		197,095
	当中間連結会計期間	151,758		151,758
株式	前中間連結会計期間	22,623		22,623
	当中間連結会計期間	55,955		55,955
その他の証券	前中間連結会計期間	5,053	46,086	51,139
	当中間連結会計期間	21,435	66,378	87,813
合計	前中間連結会計期間	627,024	46,086	673,110
	当中間連結会計期間	639,948	66,378	706,326

(注) 1 「国内業務部門」とは当行の円建取引及び連結子会社、「国際業務部門」とは当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	21,512	21,239	272
経費(除く臨時処理分)	12,186	12,557	370
人件費	6,921	6,914	6
物件費	4,506	4,862	356
税金	759	779	20
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	9,325	8,682	642
一般貸倒引当金繰入額	1,408	479	928
業務純益	10,733	9,161	1,571
うち債券関係損益	1,834	1,238	596
臨時損益	9,723	7,053	2,670
株式関係損益	881	2,094	1,212
不良債権処理損失	10,281	8,926	1,354
貸出金償却	1,689	3,328	1,638
個別貸倒引当金繰入額	8,591	5,432	3,158
その他の債権売却損等		165	165
その他臨時損益	323	221	102
経常利益	1,010	2,104	1,094
特別損益	34	798	832
うち動産不動産処分損益	26	76	50
うち減損損失		50	50
税引前中間純利益	975	2,903	1,927
法人税、住民税及び事業税	2,205	1,119	1,085
法人税等調整額	1,972	50	2,022
中間純利益	742	1,733	991
貸倒償却引当費用 +	8,872	8,446	425

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損

6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.92	1.87	0.05
(イ)貸出金利回	2.45	2.41	0.04
(ロ)有価証券利回	0.88	0.90	0.02
(2) 資金調達原価	1.25	1.25	0.00
(イ)預金等利回	0.03	0.03	0.00
(ロ)外部負債利回	0.00	0.00	0.00
(3) 総資金利鞘	-	0.67	0.62

(注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	17.05	15.04	2.01
業務純益ベース	19.63	15.87	3.76
中間純利益ベース	1.35	3.00	1.65

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	2,013,807	2,084,289	70,481
預金(平残)	1,988,029	2,066,254	78,224
貸出金(未残)	1,348,518	1,345,755	2,763
貸出金(平残)	1,325,475	1,325,002	473

(2) 個人・法人別預金残高(国内業務部門)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,681,208	1,740,026	58,818
法人	300,969	305,982	5,013
合計	1,982,177	2,046,009	63,831

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	425,222	449,833	24,611
住宅ローン残高	277,689	295,655	17,966
その他ローン残高	147,532	154,178	6,645

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,195,756	1,188,132	7,624
総貸出金残高	百万円	1,348,518	1,345,755	2,763
中小企業等貸出金比率	/ %	88.67	88.28	0.39
中小企業等貸出先件数	件	104,766	103,693	1,073
総貸出先件数	件	104,927	103,864	1,063
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.84	99.83	0.01

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	44	230	45	289
保証	2,308	14,956	2,303	13,048
計	2,352	15,187	2,348	13,338

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成16年9月30日	平成17年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	27,408	27,408
	うち非累積的永久優先株		
	新株式払込金		
	資本剰余金	26,150	26,150
	利益剰余金	54,815	57,430
	連結子会社の少数株主持分	631	506
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	その他有価証券の評価差損()		
	自己株式払込金		
	自己株式()	156	214
	為替換算調整勘定		
	営業権相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	連結調整勘定相当額()		
	計 (A)	108,850	111,281
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)			
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	658	603
	一般貸倒引当金	6,972	7,019
	負債性資本調達手段等		
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		
	計	7,631	7,622
うち自己資本への算入額 (B)	7,631	7,622	
控除項目	控除項目(注4) (C)	101	101
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	116,379	118,803
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,103,554	1,110,532
	オフ・バランス取引項目	14,468	12,532
	計 (E)	1,118,022	1,123,064
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100(%)		10.40	10.57

(注) 1 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成16年9月30日	平成17年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	27,408	27,408
	うち非累積的永久優先株		
	新株式払込金		
	資本準備金	26,150	26,150
	その他資本剰余金		
	利益準備金	1,745	1,745
	任意積立金	52,113	53,610
	中間未処分利益	807	1,888
	その他		
	その他有価証券の評価差損()		
	自己株式払込金		
	自己株式()	156	214
	営業権相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	計 (A)	108,069	110,588
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	658	603
	一般貸倒引当金	6,496	6,976
	負債性資本調達手段等		
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		
	計	7,155	7,580
うち自己資本への算入額 (B)	7,155	7,580	
控除項目	控除項目(注4) (C)	101	101
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	115,124	118,067
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,096,089	1,103,744
	オフ・バランス取引項目	14,468	12,532
	計 (E)	1,110,557	1,116,277
単体自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		10.36	10.57

(注) 1 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成16年9月30日	平成17年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	187	190
危険債権	663	468
要管理債権	141	115
正常債権	12,659	12,835

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当行は本年4月より「第五次新中期経営計画(経営革新への挑戦)」をスタートさせております。計画では、「地域貢献に向けた取り組みの充実」と「強靱な経営体質の確立」を基本方針に置き、これを実現するための4つの変革「意識変革、業務変革、組織変革、営業変革」を重点施策として抜本的な取り組みを行ってまいります。

当行は、今後も継続的に健全で収益性の高い資産ポートフォリオの構築に取り組むと共に、合理化・効率化による生産性の向上により、強靱な経営体質の確立を図っております。また、諸法令やルールを厳格に遵守するコンプライアンス体制の強化とリスク管理を徹底し、揺るぎない信頼の獲得に努めております。更に、これまで以上に地域経済の発展に貢献してまいると共に、お客様本位の金融サービスの提供に努め、地域の皆様にいつまでも愛され親しまれる銀行を目指し、役職員一丸となつてたゆまぬ努力を続けてまいります所存です。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の改修等の計画は次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調 達方法	着手 年月	完了予 定年月
						総額	既支払額			
当行		宇都宮西 支店	栃木県 宇都宮市	移転 新築	営業店舗	210		自己資金	平成17年 12月	平成18年 6月
		若草支店	栃木県 宇都宮市	改築	営業店舗	70		自己資金	平成18年 1月	平成18年 3月
					事務機械	54				
合計						334				

(注) 1 上記設備計画の記載金額については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2 事務機械の主なものは、平成18年3月までに設置予定であります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	212,000,000
計	212,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成17年12月22日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	114,108,000	同左	東京証券取引所 市場第一部	
計	114,108,000	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年9月30日		114,108		27,408,527		26,150,568

(4) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成17年9月30日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,063	3.56
栃木銀行行員持株会	栃木県宇都宮市西2丁目1番18号	3,682	3.22
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町2丁目1番8号	3,630	3.18
株式会社京葉銀行	千葉県千葉市中央区富士見1丁目11番 11号	3,596	3.15
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,514	3.07
株式会社UFJ銀行	愛知県名古屋市中区錦3丁目21番24号	2,904	2.54
株式会社福島銀行	福島県福島市万世町2番5号	2,768	2.42
ジェーピーエムシーピー オム ニバス ユーエス ペンション トリーティアー ジャスデック 380052 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, U.S.A (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	2,107	1.84
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町2丁目12番6号	2,010	1.76
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	2,002	1.75
計		30,277	26.53

(注) 上記のうち、株式会社新生銀行は株主名簿上の株主であり、当中間会計期間末現在の実質的な株主は預金保険機構であります。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 338,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 112,056,000	112,056	
単元未満株式	普通株式 1,714,000		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	114,108,000		
総株主の議決権		112,056	

- (注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が7千株含まれております。
また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が7個含まれております。
2 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には当行所有の自己株式225株が含まれております。

【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社栃木銀行	栃木県宇都宮市西 2丁目1番18号	338,000		338,000	0.29
計		338,000		338,000	0.29

- (注) 株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含めております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	695	689	780	774	786	831
最低(円)	615	644	643	754	730	726

- (注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び当中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	7	95,390	4.40	119,896	5.35	103,498	4.69
コールローン及び買入手形		3,975	0.18	4,074	0.18	4,725	0.21
買入金銭債権				73	0.00	80	0.00
商品有価証券		61	0.00	148	0.01	90	0.01
金銭の信託				20,693	0.92	22,949	1.04
有価証券	7	673,110	31.06	706,326	31.49	668,576	30.28
貸出金	1,2, 3,4, 5,6, 8	1,345,005	62.06	1,341,392	59.80	1,334,849	60.45
外国為替	5	505	0.02	504	0.02	465	0.02
その他資産	7	9,294	0.43	9,454	0.42	31,351	1.42
動産不動産	7,9, 10,12	31,736	1.46	31,782	1.42	32,069	1.45
繰延税金資産		28,980	1.34	25,489	1.14	26,112	1.18
支払承諾見返		15,187	0.70	13,338	0.59	14,535	0.66
貸倒引当金		35,862	1.65	30,156	1.34	31,217	1.41
資産の部合計		2,167,384	100.00	2,243,018	100.00	2,208,086	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	2,013,099	92.88	2,083,212	92.88	2,047,632	92.73
借入金	7	4,817	0.22	4,853	0.22	4,656	0.21
外国為替		49	0.00	35	0.00	51	0.00
その他負債		8,377	0.39	7,377	0.33	9,608	0.44
賞与引当金		940	0.04	971	0.04	941	0.04
退職給付引当金		13,202	0.61	14,298	0.64	13,911	0.63
再評価に係る繰延税金負債	9	2,146	0.10	2,095	0.09	2,135	0.10
支払承諾		15,187	0.70	13,338	0.59	14,535	0.66
負債の部合計		2,057,820	94.94	2,126,184	94.79	2,093,472	94.81
(少数株主持分)							
少数株主持分		631	0.03	506	0.02	388	0.02
(資本の部)							
資本金		27,408	1.26	27,408	1.22	27,408	1.24
資本剰余金		26,150	1.21	26,150	1.17	26,150	1.18
利益剰余金		55,157	2.55	57,772	2.57	56,361	2.55
土地再評価差額金	9	682	0.03	754	0.03	698	0.03
その他有価証券評価差額金		1,055	0.05	5,966	0.27	5,188	0.24
自己株式	11	156	0.01	214	0.01	183	0.01
資本の部合計		108,932	5.03	116,328	5.19	114,225	5.17
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		2,167,384	100.00	2,243,018	100.00	2,208,086	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		26,188	100.00	27,944	100.00	52,741	100.00
資金運用収益		19,346		19,649		38,866	
(うち貸出金利息)		(16,272)		(15,989)		(32,598)	
(うち有価証券利息配当金)		(3,045)		(3,584)		(6,188)	
役務取引等収益		1,934		2,229		4,211	
その他業務収益		2,051		1,642		4,020	
その他経常収益		2,856		4,423		5,641	
経常費用		24,853	94.90	25,584	91.55	49,224	93.33
資金調達費用		371		412		774	
(うち預金利息)		(337)		(373)		(695)	
役務取引等費用		1,233		1,451		2,590	
その他業務費用		192		376		441	
営業経費		12,450		12,624		24,728	
その他経常費用	1	10,605		10,718		20,688	
経常利益		1,335	5.10	2,360	8.45	3,517	6.67
特別利益	2	310	1.19	943	3.37	1,101	2.09
特別損失	3,4	339	1.30	127	0.46	767	1.46
税金等調整前中間(当期)純利益		1,306	4.99	3,176	11.36	3,851	7.30
法人税、住民税及び事業税		2,374	9.07	1,253	4.48	3,589	6.81
法人税等調整額		1,990	7.60	54	0.19	1,947	3.69
少数株主利益 (は少数株主損失)		17	0.07	118	0.42	225	0.43
中間(当期)純利益		904	3.45	1,750	6.27	2,434	4.61

【中間連結剰余金計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結剰余金計算書
		(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		26,150	26,150	26,150
資本剰余金中間期末(期末)残高		26,150	26,150	26,150
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		54,653	56,361	54,653
利益剰余金増加高		904	1,806	2,437
中間(当期)純利益		904	1,750	2,434
土地再評価差額金取崩に伴う増加高			55	2
利益剰余金減少高		400	395	728
配当金		341	341	683
役員賞与		45	54	45
土地再評価差額金取崩に伴う減少高		13		
利益剰余金中間期末(期末)残高		55,157	57,772	56,361

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		1,306	3,176	3,851
減価償却費		1,649	1,751	3,668
貸倒引当金の増減()額		4,893	1,061	248
賞与引当金の増減()額		38	30	38
退職給付引当金の 増減()額		948	387	1,658
資金運用収益		19,346	19,649	38,866
資金調達費用		371	412	774
有価証券関係損益()		1,808	2,644	3,757
金銭の信託の運用損益()			20	
為替差損益()		0	0	0
動産不動産処分損益()		103	76	141
貸出金の純増()減		3,664	6,542	6,491
預金の純増減()		58,656	35,579	93,189
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減()		405	197	244
預け金(日銀預け金を除く) の純増()減		743	22	121
コールローン等の 純増()減		54	656	884
外国為替(資産)の 純増()減		170	38	130
外国為替(負債)の 純増減()		16	15	18
資金運用による収入		19,433	19,421	38,642
資金調達による支出		338	379	746
役員賞与の支払額		45	54	45
その他		307	331	212
小計		62,831	30,928	104,201
法人税等の支払額		853	3,213	1,708
営業活動による キャッシュ・フロー		61,977	27,714	102,493

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		255,503	319,993	633,549
有価証券の売却による収入		162,391	271,632	436,811
有価証券の償還による収入		23,518	36,630	119,280
金銭の信託の設定による 支出				22,949
金銭の信託の減少による 収入			2,276	
動産不動産の取得による 支出		1,791	1,571	3,918
動産不動産の売却による 収入		69	59	106
投資活動による キャッシュ・フロー		71,315	10,966	104,218
財務活動による キャッシュ・フロー				
配当金支払額		341	341	683
自己株式の取得による支出		28	30	56
財務活動による キャッシュ・フロー		370	372	739
現金及び現金同等物 に係る換算差額		0	0	0
現金及び現金同等物の 増減()額		9,707	16,376	2,464
現金及び現金同等物の 期首残高		103,015	100,550	103,015
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	1	93,307	116,927	100,550

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社4社 会社名 株式会社とちぎんビジネスサービス 株式会社とちぎん集中事務センター 株式会社とちぎんカード・サービス 株式会社とちぎんリーシング (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社4社 会社名 株式会社とちぎんビジネスサービス 株式会社とちぎん集中事務センター 株式会社とちぎんカード・サービス 株式会社とちぎんリーシング (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社4社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 該当ありません。
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 4社	同左	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 4社
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産</p> <p>当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：8年～50年(左記の耐用年数に基づく償却率に160%を乗じた償却率を使用しております。)</p> <p>動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産</p> <p>当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：12年～50年(当行は左記の耐用年数に基づく償却率に160%を乗じた償却率を使用しております。)</p> <p>動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>ソフトウェア 当行及び連結子会社の 自社利用のソフトウェア については、利用可能期 間(5年)に基づく定額法 により償却しております。</p>	<p>ソフトウェア 当行及び連結子会社の 自社利用のソフトウェア については、利用可能期 間(主として5年)に基づ く定額法により償却して おります。</p>	<p>ソフトウェア 同左</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。 「銀行等金融機関の資 産の自己査定に係る内部 統制の検証並びに貸倒償 却及び貸倒引当金の監査 に関する実務指針」(日 本公認会計士協会銀行等 監査特別委員会報告第4 号)に規定する正常先債 権及び要注意先債権に相 当する債権については、 一定の種類毎に分類し、 過去の一定期間における 各々の貸倒実績から算出 した貸倒実績率等に基づ き引き当てております。 破綻懸念先債権に相当す る債権については、債権 額から担保の処分可能見 込額及び保証による回収 可能見込額を控除し、そ の残額のうち必要と認め る額を引き当てておりま す。破綻先債権及び実質 破綻先債権に相当する債 権については、以下のな お書きに記載されている 直接減額後の帳簿価額か ら、担保の処分可能見込 額及び保証による回収可 能見込額を控除し、その 残額を引き当てておりま す。 すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署の協力 の下に資産査定部署が資 産査定を実施しており、 その査定結果により上記 の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質 破綻先に対する担保・保</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。 「銀行等金融機関の資 産の自己査定に係る内部 統制の検証並びに貸倒償 却及び貸倒引当金の監査 に関する実務指針」(日 本公認会計士協会銀行等 監査特別委員会報告第4 号)に規定する正常先債 権及び要注意先債権に相 当する債権については、 一定の種類毎に分類し、 過去の一定期間における 各々の貸倒実績から算出 した貸倒実績率等に基づ き引き当てております。 破綻懸念先債権に相当す る債権については、債権 額から担保の処分可能見 込額及び保証による回収 可能見込額を控除し、そ の残額のうち必要と認め る額を引き当てておりま す。破綻先債権及び実質 破綻先債権に相当する債 権については、下記直接 減額後の帳簿価額から、 担保の処分可能見込額及 び保証による回収可能見 込額を控除し、その残額 を引き当てております。 すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署の協力 の下に資産査定部署が資 産査定を実施しており、 その査定結果により上記 の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質 破綻先に対する担保・保 証付債権等については、 債権額から担保の評価額</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。 「銀行等金融機関の資 産の自己査定に係る内部 統制の検証並びに貸倒償 却及び貸倒引当金の監査 に関する実務指針」(日 本公認会計士協会銀行等 監査特別委員会報告第4 号)に規定する正常先債 権及び要注意先債権に相 当する債権については、 一定の種類毎に分類し、 過去の一定期間における 各々の貸倒実績から算出 した貸倒実績率等に基づ き引き当てております。 破綻懸念先債権に相当す る債権については、債権 額から担保の処分可能見 込額及び保証による回収 可能見込額を控除し、そ の残額のうち必要と認め る額を引き当てておりま す。破綻先債権及び実質 破綻先債権に相当する債 権については、下記直接 減額後の帳簿価額から、 担保の処分可能見込額及 び保証による回収可能見 込額を控除し、その残額 を引き当てております。 すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署の協力 の下に資産査定部署が資 産査定を実施しており、 その査定結果により上記 の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質 破綻先に対する担保・保 証付債権等については、 債権額から担保の評価額</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,612百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31,052百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31,007百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同左	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(6,032百万円)については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生連結会計年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生連結会計年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(6,032百万円)については、5年による按分額を費用処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(9) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(9) リース取引の処理方法 同左	(9) リース取引の処理方法 同左
	(10)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。	(10)消費税等の会計処理 同左	(10)消費税等の会計処理 同左
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年 8月 9日))及び「固 定資産の減損に係る会計基準の適用 指針」(企業会計基準適用指針第 6 号平成15年10月31日)を当中間連結 会計期間から適用しております。こ れにより税金等調整前中間純利益は 50百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行 法施行規則」(昭和57年大蔵省令第 10号)に基づき減価償却累計額を直 接控除により表示しているため、減 損損失累計額につきましては、各資 産の金額から直接控除しておりま す。</p>	

追加情報

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3月法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間連結会計期間から中間連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>		<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3月法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当連結会計年度から連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は3,317百万円、延滞債権額は81,633百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は208百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,951百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は99,111百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は2,844百万円、延滞債権額は62,799百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は37百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,482百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は77,163百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は3,023百万円、延滞債権額は67,336百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は89百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,147百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は86,597百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は24,219百万円であります。</p> <p>6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、2,007百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 預け金 24百万円 有価証券 965百万円 リース割賦債権 6,069百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,083百万円 借入金 4,787百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保の代用として、有価証券53,115百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は1,448百万円、その他資産のうち手形交換所差入保証金は3百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、352,231百万円であります。</p>	<p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は22,108百万円であります。</p> <p>6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,300百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 預け金 25百万円 有価証券 1,007百万円 その他資産 0百万円 リース割賦債権 6,183百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,243百万円 借入金 4,829百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券52,740百万円及び手形交換所差入保証金としてその他資産3百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は1,325百万円あります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、372,064百万円あります。</p>	<p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は23,720百万円あります。</p> <p>6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、1,300百万円あります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 預け金 25百万円 有価証券 1,008百万円 リース割賦債権 5,904百万円 その他資産 0百万円 担保資産に対応する債務 預金 1,881百万円 借入金 4,626百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券55,098百万円及び手形交換所差入保証金としてその他資産3百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は1,379百万円あります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、363,069百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>	<p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>	<p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>
<p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>
<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に、奥行価格補正及び時点修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,755百万円</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に、奥行価格補正及び時点修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,806百万円</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に、奥行価格補正及び時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,849百万円</p>
<p>10 動産不動産の減価償却累計額 33,377百万円</p>	<p>10 動産不動産の減価償却累計額 34,783百万円</p>	<p>10 動産不動産の減価償却累計額 33,575百万円</p>
	<p>12 動産不動産の圧縮記帳額 65百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>11 連結会社が保有する当行の株式の数 普通株式 296千株</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)														
<p>1 その他経常費用には、貸出金償却1,740百万円及び貸倒引当金繰入額7,201百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益には償却債権取立益304百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額313百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸出金償却3,390百万円、貸倒引当金繰入額4,925百万円及び株式等償却313百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益には償却債権取立益940百万円を含んでおります。</p> <p>4 当中間連結会計期間において当行は、以下の資産グループについて継続的な地価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額50百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="512 891 906 1048"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(栃木県内)</td> <td rowspan="2">遊休資産 5ヶ所</td> <td>土地及び 建物</td> <td>46百万円 (うち土地 39百万円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち建物 7百万円)</td> </tr> <tr> <td>(栃木県外)</td> <td>遊休資産 1ヶ所</td> <td>土地</td> <td>3百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>資産のグルーピングの方法は、営業店店舗については、最小区分である営業店単位で、遊休資産については、各々個別に1単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>また、本部、研修所、寮社宅、厚生施設等については、共用資産としております。</p> <p>減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は原則として不動産鑑定評価に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価に基づき測定し、その測定額から処分見込額を控除して算定しております。</p>	場所	主な用途	種類	減損損失	(栃木県内)	遊休資産 5ヶ所	土地及び 建物	46百万円 (うち土地 39百万円)		(うち建物 7百万円)	(栃木県外)	遊休資産 1ヶ所	土地	3百万円	<p>1 その他の経常費用には、貸出金償却7,613百万円を含んでおります。</p> <p>3 その他の特別損失は、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額626百万円であります。</p>
場所	主な用途	種類	減損損失													
(栃木県内)	遊休資産 5ヶ所	土地及び 建物	46百万円 (うち土地 39百万円)													
			(うち建物 7百万円)													
(栃木県外)	遊休資産 1ヶ所	土地	3百万円													

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位 百万円) 平成16年 9月30日現在 現金預け金勘定 95,390 定期預け金等 2,082 現金及び現金同等物 93,307	1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位 百万円) 平成17年 9月30日現在 現金預け金勘定 119,896 定期預け金等 2,969 現金及び現金同等物 116,927	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位 百万円) 平成17年 3月31日現在 現金預け金勘定 103,498 定期預け金等 2,947 現金及び現金同等物 100,550

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (貸主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 取得価額 動産 16,203百万円 減価償却累計額 動産 10,939百万円 中間連結会計期間末残高 動産 5,263百万円 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 1,665百万円 1年超 3,830百万円 合計 5,495百万円 受取リース料 1,114百万円 減価償却費 929百万円 受取利息相当額 143百万円 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (貸主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 取得価額 動産 11,130百万円 減価償却累計額 動産 5,062百万円 中間連結会計期間末残高 動産 6,067百万円 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 1,763百万円 1年超 4,578百万円 合計 6,341百万円 受取リース料 1,098百万円 減価償却費 952百万円 受取利息相当額 152百万円 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (貸主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 取得価額 動産 10,878百万円 減価償却累計額 動産 5,173百万円 年度末残高 動産 5,705百万円 未経過リース料年度末残高相当額 1年内 1,705百万円 1年超 4,269百万円 合計 5,975百万円 受取リース料 2,166百万円 減価償却費 1,867百万円 受取利息相当額 289百万円 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
<p>2 オペレーティング・リース取引 (貸主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 1年内 33百万円 1年超 百万円 合計 33百万円 	<p>2 オペレーティング・リース取引 (貸主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 1年内 39百万円 1年超 百万円 合計 39百万円 	<p>2 オペレーティング・リース取引 (貸主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 1年内 36百万円 1年超 百万円 合計 36百万円

(有価証券関係)

- 1 (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、該当ありません。

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	7,056	7,126	69	83	13
地方債	5,483	5,487	3	16	13
短期社債					
社債	7,976	8,142	165	174	8
その他	23,688	24,418	730	733	3
合計	44,205	45,175	969	1,009	39

- (注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	19,807	21,859	2,051	3,790	1,739
債券	579,201	578,829	371	3,112	3,483
国債	350,293	350,606	312	1,296	983
地方債	39,537	39,104	432	316	748
短期社債					
社債	189,370	189,118	251	1,499	1,751
その他	27,358	27,451	92	328	235
合計	626,367	628,141	1,773	7,231	5,458

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
当中間連結会計期間において減損処理は該当ありません。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成16年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	763

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	7,049	7,127	77	85	7
地方債	4,928	4,939	10	19	8
短期社債					
社債	7,619	7,736	116	119	3
その他	52,098	52,085	13	507	521
合計	71,697	71,887	190	731	540

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	43,494	55,107	11,612	12,265	653
債券	544,800	542,958	1,842	1,830	3,672
国債	372,070	370,386	1,683	774	2,457
地方債	28,574	28,433	140	190	330
短期社債					
社債	144,156	144,138	18	865	883
その他	35,458	35,714	256	377	120
合計	623,754	633,781	10,027	14,473	4,446

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について313百万円減損処理を行っております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための、株式の減損基準は以下のとおりです。

(1) 時価のある株式は、中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は、減損処理を行います。また、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、以下の場合減損処理を行います。

過去2年間の平均株価が簿価比30%以上下落し、回復の可能性が認められないと判定した場合。

当該株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、または経常利益が2年連続して赤字となり翌年も同様の状況が予測される場合。

(2) 時価のない株式は、1株当たりの純資産額を時価とし、時価が取得原価と比べて50%以上下落した場合は減損処理を行います。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	848

(注) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

[次へ](#)

前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	90	0

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	7,053	7,179	126	128	2
地方債	5,205	5,226	20	23	3
短期社債					
社債	7,823	7,995	171	171	0
その他	46,093	46,745	651	725	73
合計	66,175	67,146	970	1,049	79

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	33,835	39,583	5,747	6,964	1,216
債券	521,545	524,352	2,807	4,253	1,446
国債	311,676	313,640	1,963	2,202	238
地方債	35,588	35,436	152	315	467
短期社債					
社債	174,279	175,276	996	1,736	740
その他	37,462	37,626	164	227	63
合計	592,842	601,562	8,719	11,445	2,726

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	458,620	5,545	464

6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成17年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券 非上場株式	838

7 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に保有目的を変更した有価証券は該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成17年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	44,986	272,125	162,745	44,443
国債	24,911	153,456	92,293	42,979
地方債	2,320	14,338	18,777	
短期社債				
社債	17,755	104,329	51,675	1,464
その他	8,009	4,805	6,488	988
合計	52,996	276,930	169,234	45,432

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成16年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成16年9月30日現在)
該当ありません。

当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成17年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	20,693	20,693			

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
- 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成17年3月31日現在)
該当ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成17年3月31日現在)
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	22,949	22,949			

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
- 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成16年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,773
その他有価証券	1,773
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	718
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,055
()少数株主持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,055

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	10,027
その他有価証券	10,027
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	4,060
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,966
()少数株主持分相当額	
その他有価証券評価差額金	5,966

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成17年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	8,719
その他有価証券	8,719
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	3,531
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,188
()少数株主持分相当額	
その他有価証券評価差額金	5,188

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	2,000	154	154
	合計		154	154

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	80	80	0
	合計		80	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	2,000	105	105
	合計		105	105

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	50	50	0
	合計		50	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容、目的及び取組方針

当行は、金利リスク及び為替リスク等を効率的に管理する手段としてデリバティブ取引を行っております。リスク管理手段としては、金利リスクを回避する目的で金利スワップ取引および債券店頭オプション取引、為替リスクを回避する目的で外国為替先物取引に取り組んでおります。

当行では、これらのデリバティブ取引について、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) リスクの内容、管理体制

デリバティブ取引に係るリスクとしては、市場価格の変動に係る市場リスク、取引相手方の信用リスクがあります。当行の行っている金利スワップ取引、債券店頭オプション取引および外国為替先物取引については、市場リスク回避目的の取引であり、これらのリスクは小さいと判断しております。

当行のデリバティブ取引の相手方は、大手銀行・大手証券会社等に限定されており、相手方の債務不履行によるリスクは、ほとんどないものと判断しております。

デリバティブ取引の執行及び管理は、証券国際部において社内規程等に基づき行われております。月末時点の想定元本、評価損益状況等については定期的に担当役員に報告しております。

定量的情報に関する補足説明

スワップ取引等における契約額等は、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク・信用リスクを測る指標ではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定	2,000	2,000	133	133
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
買建					
	合計			133	133

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	53		53	0
	買建	26		27	1
	通貨オプション				
	売建				
買建					
その他					
売建					
買建					
	合計			81	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	銀行業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	24,384	1,804	26,188		26,188
(2) セグメント間の 内部経常収益	65	587	653	(653)	
計	24,450	2,392	26,842	(653)	26,188
経常費用	23,435	2,102	25,537	(684)	24,853
経常利益	1,014	290	1,304	30	1,335

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 事業区分は連結会社の事業の内容により区分しております。

3 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業.....銀行業務

(2) その他.....リース業務、信用保証業務、カード業務等

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	銀行業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	26,160	1,783	27,944		27,944
(2) セグメント間の 内部経常収益	61	725	786	(786)	
計	26,221	2,509	28,730	(786)	27,944
経常費用	24,112	2,269	26,381	(797)	25,584
経常利益	2,109	239	2,348	11	2,360

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 事業区分は連結会社の事業の内容により区分しております。

3 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業.....銀行業務

(2) その他.....リース業務、信用保証業務、カード業務等

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	銀行業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	49,150	3,590	52,741		52,741
(2) セグメント間の 内部経常収益	118	1,366	1,485	(1,485)	
計	49,269	4,956	54,226	(1,485)	52,741
経常費用	46,148	4,581	50,730	(1,506)	49,224
経常利益	3,121	374	3,496	20	3,517

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 事業区分は連結会社の事業の内容により区分しております。

3 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業.....銀行業務

(2) その他.....リース業務、信用保証業務、カード業務等

【所在地別セグメント情報】

在外子会社及び在外支店がないため、記載しておりません。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり純資産額	円	956.74	1,022.49	1,003.16
1株当たり中間(当期) 純利益	円	7.95	15.39	20.90
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円			

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	904	1,750	2,434
普通株主に 帰属しない金額	百万円			54
うち利益処分による 役員賞与金	百万円			54
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	904	1,750	2,380
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	113,883	113,795	113,862

2 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	8	94,977	4.40	119,491	5.34	103,003	4.68
コールローン		3,975	0.19	4,074	0.18	4,725	0.22
買入金銭債権				73	0.00	80	0.00
商品有価証券		61	0.00	148	0.01	90	0.00
金銭の信託				20,693	0.93	22,949	1.04
有価証券	1,8	673,116	31.16	706,332	31.58	668,582	30.37
貸出金	2,3, 4,5, 6,7, 9	1,348,518	62.43	1,345,755	60.17	1,338,916	60.82
外国為替	7	505	0.02	504	0.02	465	0.02
その他資産	8	4,995	0.23	5,618	0.25	27,818	1.26
動産不動産	8,10, 11,12	24,658	1.14	24,104	1.08	24,514	1.11
繰延税金資産		28,669	1.33	25,505	1.14	26,124	1.19
支払承諾見返		15,187	0.70	13,338	0.60	14,535	0.66
貸倒引当金		34,602	1.60	29,151	1.30	30,171	1.37
資産の部合計		2,160,065	100.00	2,236,488	100.00	2,201,633	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	2,013,807	93.23	2,084,289	93.20	2,048,333	93.04
借入金		30	0.00	24	0.00	30	0.00
外国為替		49	0.00	35	0.00	51	0.00
その他負債		6,006	0.28	5,385	0.24	7,726	0.35
賞与引当金		895	0.04	924	0.04	896	0.04
退職給付引当金		13,158	0.61	14,252	0.64	13,868	0.63
再評価に係る繰延税金負債	12	2,146	0.10	2,095	0.09	2,135	0.10
支払承諾		15,187	0.70	13,338	0.60	14,535	0.66
負債の部合計		2,051,281	94.96	2,120,346	94.81	2,087,576	94.82
(資本の部)							
資本金		27,408	1.27	27,408	1.22	27,408	1.24
資本剰余金		26,150	1.21	26,150	1.17	26,150	1.19
資本準備金		26,150		26,150		26,150	
利益剰余金	13	55,008	2.55	57,585	2.57	56,192	2.55
利益準備金		1,745		1,745		1,745	
任意積立金		52,113		53,610		52,113	
中間(当期)未処分利益		1,149		2,229		2,333	
土地再評価差額金	12	682	0.03	754	0.03	698	0.03
其他有価証券評価差額金		1,055	0.05	5,966	0.27	5,188	0.24
自己株式	14	156	0.01	214	0.01	183	0.01
資本の部合計		108,783	5.04	116,141	5.19	114,056	5.18
負債及び資本の部合計		2,160,065	100.00	2,236,488	100.00	2,201,633	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		24,438	100.00	26,208	100.00	49,240	100.00
資金運用収益		19,389		19,690		38,945	
(うち貸出金利息)		(16,318)		(16,032)		(32,679)	
(うち有価証券利息配当金)		(3,042)		(3,581)		(6,185)	
役務取引等収益		1,950		2,243		4,243	
その他業務収益		2,051		1,642		4,020	
その他経常収益		1,046		2,632		2,031	
経常費用		23,428	95.87	24,103	91.97	46,187	93.80
資金調達費用		337		373		695	
(うち預金利息)		(337)		(373)		(695)	
役務取引等費用		1,349		1,590		2,909	
その他業務費用		192		376		441	
営業経費	1	12,639		12,933		25,268	
その他経常費用	2	8,909		8,829		16,873	
経常利益		1,010	4.13	2,104	8.03	3,052	6.20
特別利益	3	304	1.25	924	3.53	1,090	2.21
特別損失	4,5	339	1.39	126	0.48	767	1.56
税引前中間(当期)純利益		975	3.99	2,903	11.08	3,375	6.85
法人税、住民税及び事業税		2,205	9.02	1,119	4.28	3,375	6.85
法人税等調整額		1,972	8.07	50	0.19	2,250	4.57
中間(当期)純利益		742	3.04	1,733	6.61	2,251	4.57
前期繰越利益		389		387		389	
土地再評価差額金取崩額		13		55		2	
退職給与積立金取崩額		31		52		31	
中間配当額						341	
中間(当期)未処分利益		1,149		2,229		2,333	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	同左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年(左記の耐用年数に基づく償却率に160%を乗じた償却率を使用しております。) 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：12年～50年(左記の耐用年数に基づく償却率に160%を乗じた償却率を使用しております。) 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 同左	(1) 動産不動産 同左 (2) ソフトウェア 同左

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,612百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31,052百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31,007百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(6,032百万円)については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(6,032百万円)については、5年による按分額を費用処理しております。</p>
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
7 リース取引の処理 方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年8月9日))及び「固 定資産の減損に係る会計基準の適用 指針」(企業会計基準適用指針第6 号平成15年10月31日)を当中間会計 期間から適用しております。これに より税引前中間純利益は50百万円減 少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行 法施行規則」(昭和57年大蔵省令第 10号)に基づき減価償却累計額を直 接控除により表示しているため、減 損損失累計額につきましては、各資 産の金額から直接控除しておりま す。</p>	

追加情報

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3月法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間会計期間から中間損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>		<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3月法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当事業年度から損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>1 子会社の株式総額 30百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,133百万円、延滞債権額は81,482百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は204百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,951百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 30百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,702百万円、延滞債権額は62,680百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は31百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,482百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 30百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,023百万円、延滞債権額は67,058百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は87百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,147百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)																						
<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は98,772百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、2,007百万円であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、24,219百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="159 1137 478 1243"> <tr> <td>預け金</td> <td>24百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>965百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="159 1243 478 1276"> <tr> <td>預金</td> <td>2,083百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券53,115百万円を差し入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は1,445百万円、その他資産のうち手形交換所差入保証金は3百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、337,733百万円であります。</p>	預け金	24百万円	有価証券	965百万円	預金	2,083百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は76,897百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,300百万円であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、22,108百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="579 1137 898 1243"> <tr> <td>預け金</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,007百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="579 1243 898 1276"> <tr> <td>預金</td> <td>2,243百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券52,740百万円及び手形交換所差入保証金としてその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は1,322百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、357,520百万円であります。</p>	預け金	25百万円	有価証券	1,007百万円	その他資産	0百万円	預金	2,243百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は86,317百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、1,300百万円であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は23,720百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="1000 1137 1319 1243"> <tr> <td>預け金</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,008百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="1000 1243 1319 1276"> <tr> <td>預金</td> <td>1,881百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券55,098百万円、手形交換所差入保証金としてその他の資産3百万円を差し入れております。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、348,883百万円であります。</p>	預け金	25百万円	有価証券	1,008百万円	その他資産	0百万円	預金	1,881百万円
預け金	24百万円																							
有価証券	965百万円																							
預金	2,083百万円																							
預け金	25百万円																							
有価証券	1,007百万円																							
その他資産	0百万円																							
預金	2,243百万円																							
預け金	25百万円																							
有価証券	1,008百万円																							
その他資産	0百万円																							
預金	1,881百万円																							

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>10 動産不動産の減価償却累計額 22,389百万円</p>	<p>10 動産不動産の減価償却累計額 22,946百万円</p>	<p>10 動産不動産の減価償却累計額 22,291百万円</p>
<p>11 動産不動産の圧縮記帳額 69百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>11 動産不動産の圧縮記帳額 65百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>11 動産不動産の圧縮記帳額 65百万円</p>
<p>12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>	<p>12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>	<p>12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>
<p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に、奥行価格補正及び時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p>
<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,755百万円</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,806百万円</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,849百万円</p>
		<p>13 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことに より増加した純資産額は、 4,409百万円であります。 14 会社が保有する自己株式の数 普通株式 296千株</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)														
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 461百万円 その他 41百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却1,689百万円及び貸倒引当金繰入額7,182百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益は、償却債権取立益304百万円であります。</p> <p>4 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額313百万円を含んでおります。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 435百万円 その他 41百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却3,328百万円、貸倒引当金繰入額4,953百万円及び株式等償却313百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、償却債権取立益922百万円を含んでおります。</p> <p>5 当中間会計期間において当行は、以下の資産グループについて継続的な地価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額50百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="512 1055 906 1205"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(栃木県内)</td> <td rowspan="2">遊休資産 5ヶ所</td> <td>土地及び</td> <td>46百万円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>(うち土地 39百万円 うち建物 7百万円)</td> </tr> <tr> <td>(栃木県外)</td> <td>遊休資産 1ヶ所</td> <td>土地</td> <td>3百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>資産のグルーピングの方法は、営業店店舗については、最小区分である営業店単位で、遊休資産については、各々個別に1単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>また、本部、研修所、寮社宅、厚生施設等については、共用資産としております。</p> <p>減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は原則として不動産鑑定評価に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価に基づき測定し、その測定額から処分見込額を控除して算定しております。</p>	場所	主な用途	種類	減損損失	(栃木県内)	遊休資産 5ヶ所	土地及び	46百万円	建物	(うち土地 39百万円 うち建物 7百万円)	(栃木県外)	遊休資産 1ヶ所	土地	3百万円	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 945百万円 その他 82百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却7,203百万円及び貸倒引当金繰入額9,280百万円を含んでおります。</p> <p>4 その他の特別損失は、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額626百万円であります。</p>
場所	主な用途	種類	減損損失													
(栃木県内)	遊休資産 5ヶ所	土地及び	46百万円													
		建物	(うち土地 39百万円 うち建物 7百万円)													
(栃木県外)	遊休資産 1ヶ所	土地	3百万円													

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)																																																				
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 100px;"> 動産</td> <td style="text-align: right;">3,986百万円</td> </tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 100px;"> 動産</td> <td style="text-align: right;">1,247百万円</td> </tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 100px;"> 動産</td> <td style="text-align: right;">2,738百万円</td> </tr> </table> ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 100px;"> 1年内</td> <td style="text-align: right;">753百万円</td> </tr> <tr> <td style="width: 100px;"> 1年超</td> <td style="text-align: right;">2,103百万円</td> </tr> <tr> <td style="width: 100px;">合計</td> <td style="text-align: right;">2,857百万円</td> </tr> </table> ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 100px;"> 支払リース料</td> <td style="text-align: right;">460百万円</td> </tr> <tr> <td style="width: 100px;"> 減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">381百万円</td> </tr> <tr> <td style="width: 100px;"> 支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">105百万円</td> </tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	動産	3,986百万円	動産	1,247百万円	動産	2,738百万円	1年内	753百万円	1年超	2,103百万円	合計	2,857百万円	支払リース料	460百万円	減価償却費相当額	381百万円	支払利息相当額	105百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 100px;"> 動産</td> <td style="text-align: right;">4,509百万円</td> </tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 100px;"> 動産</td> <td style="text-align: right;">1,892百万円</td> </tr> </table> 減損損失累計額相当額 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 100px;"> 動産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 100px;"> 動産</td> <td style="text-align: right;">2,616百万円</td> </tr> </table> ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 100px;"> 1年内</td> <td style="text-align: right;">833百万円</td> </tr> <tr> <td style="width: 100px;"> 1年超</td> <td style="text-align: right;">1,945百万円</td> </tr> <tr> <td style="width: 100px;">合計</td> <td style="text-align: right;">2,778百万円</td> </tr> </table> ・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 100px;"> 支払リース料</td> <td style="text-align: right;">531百万円</td> </tr> </table> リース資産減損勘定の取崩額 百万円 減価償却費相当額 441百万円 支払利息相当額 106百万円 減損損失 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	動産	4,509百万円	動産	1,892百万円	動産	百万円	動産	2,616百万円	1年内	833百万円	1年超	1,945百万円	合計	2,778百万円	支払リース料	531百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 100px;"> 動産</td> <td style="text-align: right;">4,370百万円</td> </tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 100px;"> 動産</td> <td style="text-align: right;">1,606百万円</td> </tr> </table> 期末残高相当額 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 100px;"> 動産</td> <td style="text-align: right;">2,763百万円</td> </tr> </table> ・未経過リース料期末残高相当額 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 100px;"> 1年内</td> <td style="text-align: right;">805百万円</td> </tr> <tr> <td style="width: 100px;"> 1年超</td> <td style="text-align: right;">2,102百万円</td> </tr> <tr> <td style="width: 100px;">合計</td> <td style="text-align: right;">2,908百万円</td> </tr> </table> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 100px;"> 支払リース料</td> <td style="text-align: right;">981百万円</td> </tr> <tr> <td style="width: 100px;"> 減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">813百万円</td> </tr> <tr> <td style="width: 100px;"> 支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">221百万円</td> </tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	動産	4,370百万円	動産	1,606百万円	動産	2,763百万円	1年内	805百万円	1年超	2,102百万円	合計	2,908百万円	支払リース料	981百万円	減価償却費相当額	813百万円	支払利息相当額	221百万円
動産	3,986百万円																																																					
動産	1,247百万円																																																					
動産	2,738百万円																																																					
1年内	753百万円																																																					
1年超	2,103百万円																																																					
合計	2,857百万円																																																					
支払リース料	460百万円																																																					
減価償却費相当額	381百万円																																																					
支払利息相当額	105百万円																																																					
動産	4,509百万円																																																					
動産	1,892百万円																																																					
動産	百万円																																																					
動産	2,616百万円																																																					
1年内	833百万円																																																					
1年超	1,945百万円																																																					
合計	2,778百万円																																																					
支払リース料	531百万円																																																					
動産	4,370百万円																																																					
動産	1,606百万円																																																					
動産	2,763百万円																																																					
1年内	805百万円																																																					
1年超	2,102百万円																																																					
合計	2,908百万円																																																					
支払リース料	981百万円																																																					
減価償却費相当額	813百万円																																																					
支払利息相当額	221百万円																																																					

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
前中間会計期間末(平成16年9月30日現在)
該当ありません。

当中間会計期間末(平成17年9月30日現在)
該当ありません。

前事業年度末(平成17年3月31日現在)
該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配)

平成17年11月18日開催の取締役会において、第103期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	341百万円
--------	--------

1株当たりの中間配当金	3円00銭
-------------	-------

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第102期)	自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日	平成17年6月29日 関東財務局長に提出
---------------------	-----------------	-----------------------------	-------------------------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月22日

株式会社 栃 木 銀 行
取 締 役 会 御中

監査法人 ト - マ ツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 達 朗

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 吉 彦

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栃木銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栃木銀行及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月22日

株式会社 栃 木 銀 行
取 締 役 会 御中

監査法人 ト - マ ツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 斉 藤 智 之

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 吉 彦

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栃木銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栃木銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月22日

株式会社 栃 木 銀 行
取 締 役 会 御中

監査法人 ト - マ ツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 達 朗

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 吉 彦

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栃木銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第102期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栃木銀行の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月22日

株式会社 栃 木 銀 行
取 締 役 会 御中

監査法人 ト - マ ツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 斉 藤 智 之

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 吉 彦

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栃木銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第103期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栃木銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。